

研究ノート

## LGBTにおける法的観点からの一考

河崎 俊宏

### はじめに

LGBTに関するPT部門では、宗教者が関わる社会問題として「人権」「人権意識（人権問題）」に土台を置いた上で、日蓮宗がLGBTにどの様に向き合い、宗門としての取り組み方や、社会教化へと繋げていくことが出来るのであるのか。その一つの役割として、これらを進めていきたいと思う。また、その必要性は年々に大きくなってきていると感じる。

そこで、LGBTへの「基本的な知識」「社会的現状の整理」という二つの面から四名の研究員が担当し、「性の自己受容とカミングアウトに関する諸問題」二、「アライとアウティングの諸問題」三、「LGBTに関する法律と福利厚生生の諸問題」四、「就職、職場における諸問題」をまとめたものを中間報告として、研究課題を発表することとする。

今発表は、「LGBTに関する法律と福利厚生生の諸問題」に関して、LGBTにおける法的観点からの一考と題し焦点を絞り発表したいと思う。

## 問題提起

すでに、「性の自己受容とカミングアウトに関する諸問題」、「就職、職場における諸問題」と「基礎的な知識」並びに「社会的現状の整理」については共同研究者の担当研究員が発表してきた。

LGBTとはL（レズビアン・女性同性愛者）、G（ゲイ・男性同性愛者）、B（バイセクシャル・両性愛者）、T（トランスジェンダー・性同一性障害を含む心身の性別不一致）のそれぞれの頭文字をとったものである。性的少数者を意味する言葉として使われている。

最近、このLGBTに関する社会の関心が高くなり、様々な問題が指摘されている。その多くは、LGBTに対する向き合い方や、対応という面が問題視されている。正しく理解し、より良い信頼関係を構築していく必要性があると思う。宗門全体を通して、教師や寺院婦人、寺族が仏教の教えから教義的や、人権的視点からも、このLGBTに関する正しい知識を身に付けていく必要がある。そして、現実に取り得る、その対応が必要とされているのである。例えば、お寺に相談に来た方が「自分はLGBTである」とカミングアウトした場合、私達はどうか対応できるでしょう。その対応を間違えれば、その方は職場や学校、地域住民から誹謗や中傷の対象となり、尚一層の苦しみと悲しみを背負う事となる。時には「いのち」に関わる大きな問題へと発展してしまうのである。また、家族や親族に理解されぬまま、本人はどんどん孤立してしまうという例もある。

だからこそ私達は、仏教の教えに基づく向き合い方と、その対応が求められるのであろう。その中に挙げられるものは、葬儀式や法号の問題等も含まれるであろう。これらに関しては、PTとして更なる課題としたい。

これまでLGBTに関する「基本的な知識」の発表を基礎として、「社会的現状の整理」、「法的问题点と福利厚生」の諸問題」へと進め、法的観点を中心に論じて行きたいと思う。

## 法の下の平等

LGBTの人々の人権を認めるという事は、国際人権法の基礎である「平等」と「差別禁止」という二つの原則に基づくものである。「世界人権宣言」（註一）の第一条（自由平等）に「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなければならぬ」とある。他に第二条（註二）、第三条（註三）、第六条（註四）、第九条（註五）、第十七条（註六）等にLGBTの人々への人権（権利）が謳われていることを踏まえておこう。しかし、LGBTへの偏見や差別というものは根深いものがある。その一つに挙げられるものは、「性的指向」（註七）と「性別自認」（註八）である。それらを理由として、LGBTの人々は、就職、職場、学校、病院等で誹謗、中傷され差別を受ける。家族からの暴力（性的暴力等も含む）を受けている現状もある。世界では、暴行や性的暴力、拷問や殺害といった「暴力と恐怖」に脅かされている現状もある。世界の国々の内で、七六ヶ国に及ぶ国では同性同士が合意のカップルでも、その関係性を持つことが違法とされ、逮捕され裁判にかけられ、投獄されている事例がある。これらの現状からわかるように、多くのLGBTの人々は、深刻な人権侵害を受けているのである。「性的指向」や「性別自認」を理由とした暴力（性的暴力も含む）や誹謗、中傷も含む差別を無くすることは、極めて重要課題である。

二〇一一年、国連の人権理事会で初めて「人権、性的指向、性別自認に関する決議」が採択され、この決議によって公式の報告書が出された。そこには各国に対して、「性的指向や性別自認の相違による、暴力や差別を根絶する取り組みを始めるように、国連の歴史に新たな章を刻む行動に参加してほしい」と呼びかけたものであった。

更に、翌年の二〇一二年、国連人権高等弁務官のナビ・ピレイ氏は「多くの困難がある一方で、希望の時代が近づいていることも感じます。問題の深刻さを自覚し、行動の必要性を認識する国家が増えつつあります。国家と市民社

会の共同した努力によって、世界中の幾多のLGBTの人々に「平等」と「差別禁止」の原則が、実現となる日が来ることを信じています」と述べている。

## では日本国憲法では

ここで、「人権」とは何かという問いかけをしてみよう。人が生まれ、育ち、生きていく上で生き生きと、楽しい人生を送るのは大切なことである。その為に必要不可欠な権利であり、人権の基本は差別しないことである。

そして差別とは、「本来平等であるべきものを不平等に取り扱う事」といわれている。更には、本人の責任や努力ではどうすることもできない事情によって、不利益を被り、他の人には認められている権利を侵害されている事をいう。

それは時として、「いのち」に関わる重大なことに繋がりがかねないのである。

例えば、様々なことを学び、知識を得る権利（教育を受ける権利）。様々なことを考え（思想良心の自由）、自身の思いを発表したりする権利（表現の自由）等、国民の基本的人権を日本国憲法は保障している。

それでは、LGBTの人々に対する「基本的人権」や「平等」、「差別禁止」は日本国憲法の法の下にはどう示されているのであろうか。

日本国憲法第十一条（基本的人権・註九）、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない、（略）侵すことのない永久の権利」また、第十三条には、（個人の尊重と幸福追求権・註十）、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、（略）最大の尊重を必要とする」そして、第十四条（法の下の平等・註十一）では「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、（略）差別されない」と示されている。

これらのことから、LGBTの人々の人権に関する基本姿勢を簡潔かつ明快に表わすならば「あなたがあなたらしく、生きていくための必要不可欠な権利」となる。これらを踏まえ、正しく向き合い、理解し対処して行く必要があるのである。

## しかし、困難な現状

世界人権宣言や日本国憲法を紐解き「人権」という基本となる姿勢を踏まえて論じてきたが、LGBTの人々に対する誹謗、中傷、差別は繰り返されている。現実社会では深刻で困難な現状が山積している。例えば同性婚などの問題である、「婚姻制度」では、日本は同性間の婚姻は認めていない。

しかし、二〇一五年十一月に東京都世田谷区と渋谷区で同性パートナーシップを承認する取り組みがなされた。他にも三重県伊賀市（二〇一六年四月）、兵庫県宝塚市（二〇一六年六月）、沖縄県那覇市（二〇一六年七月）と広がりつつある現状もあるが、同性愛や同性婚、LGBTへの正しい理解が得られていないことからの難しい現状がある。何よりも差別を無くしていく基本は、正しい理解を身に着けていくことと、相手の立場に立つて尊重の精神を持つことである。行政、企業、各種の団体、NGO・NPOと共に私達も取り組む環境整備を進めなくてはならないと思う。また、「性別変更」の件に於いても同様である。T（トランスジェンダー）の性同一性障害に、悩む人々は全国に四六〇〇〇人と推定されている。

日本では性別変更を行う場合、いくつかの条件が設けられている。このことに対し、手術なしでは性別変更は認められていないという点が指摘されている。

「性別変更」の要件は、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」というのに定められている。

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

この六つの要件を満たした場合、診断書等の必要書類を準備し家庭裁判所に審判の申し立てを行い、「性別変更」がなされるという。以上が「性別変更」を行う場合に定められた法律である。しかし、本人の身体的負担や金銭的負担が大きいという指摘がなされている。

## まとめ

このように「LGBTにおける法的観点からの一考」と題して進めてきたが、「世界人権宣言」や「日本国憲法」で保障されている、法的観点からの「平等」「差別禁止」の精神は、まだまだ程遠い現実の壁があると言えよう。

仏教界も差別に関して、歴史上から学ぶべきことは多い。（註十二）だからこそ、LGBTの人権問題は、仏教界も関わりを強め「平等」「差別禁止」を仏教界からも発信して行くべきではないかと思う。誹謗、中傷され、就職や職場に於いて、差別され苦しみ続けている人がいることを私達は忘れてはならない。

LGBTで悩み、自殺を強く考えたことがあるという人は六七％、未遂の経験者は三〇％という驚きの数字もある。（註十三）社会に仏教の教え、法華経の教えを廣め、人権の大切さを説くべきであろう。

このLGBTに関する諸問題は、必ず日常のお寺と檀信徒との関わりの中で生じてくる。檀信徒からの結婚相談、職場での対人関係相談、そして葬送儀礼に関する諸問題等、宗門は教師一人一人の人権意識を深め「相手の立場になつて」LGBTと向き合い、対処しサポートする社会が来ることを念頭に置いて、「社会教化」として、取り組むべきではないかと考える。

宗門は今、宗門運動を推進し「いのちに合掌」を国内はもとより、全世界へと展開している。常不輕菩薩の精神は、LGBTの人々に対する私達の姿勢を示すものであると思う。すべての人々が安穩で暮らせる日々が訪れることをお祈りして、発表を結びとする。

合掌

註一 世界人権宣言 一九四五年（昭和二三）に採択され、この宣言は世界共通の指針として各国の法律、制度、行政に取り入れられることを目指して第三回国連総会にて採択された。

註二 世界人権宣言第二条

「何人も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくは他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地または他の地位と異なる種別の差別も受けることなしに、この宣言に揚げられている全ての権利と自由とを享有する権利を有する」

註三 世界人権宣言第三条

「何人も、生存、自由および身体の安全を享有する権利を有する」

註四 世界人権宣言第六条

「何人も、法の前において、いかなる場所においても、人として認められる権利を有する」

註五 世界人権宣言第九条

「何人も、ほしいままに逮捕され、拘禁され、また追放されることはない」

註六 世界人権宣言第十七条

「何人も、単独でおよび他の者と共同して財産を所有する権利を有する」

註七 性的指向

恋愛感情や性的関係、人生のパートナーなどとして、どのような性別の相手を対象とするかという方向性や関係性のこと。

註八 性別自認

自分の性別をどのようにとらえているのかの意識

註九 日本国憲法第十一条

「国民は、すべての基本的な権利の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的な権利は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」

註十 日本国憲法第十三条

「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反



しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

註十一 日本国憲法第十四条

「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」

註十二 部落差別（同和問題）

仏教教団はかつて、時の権力者の体制維持の為に利用されてきました。

殊に江戸時代「士・農・工・商」「穢多・非人」という身分制を固定化することに加担してきた過ちがある。日蓮宗は自主性を顕示し、教団の内外に渡る人権教育に力を注ぐ。

註十三 「よりそい、ホットライン」

三七万六〇〇〇件の電話が寄せられる。LGBT関連に悩んでいる世代

多い順に四〇代三五・三% 二〇代二七・八% 三〇代二一・七%

このうち自殺願望六七% 未遂者三〇%という統計が示されている。

### 参考文献

『人権学習の手引き 人権意識を育てよう』日蓮宗宗務院・二〇一二年

『人権シリーズ1 人間の尊厳と法華思想』日蓮宗宗務院・一九八八年

『みんなのためのLGBTI 人権宣言 人は生まれながらにして自由で平等』国連人権高等弁務官事務所 合同出版 二〇一六

『新同性愛って何？ わかりあうことから共に生きるために』伊藤 他 緑風出版 二〇一七

『現地レポート 世界LGBT事情 変わりつつある人権と文化の地政学』フレデリック・マルテル 岩波書店 二〇一六

『職場のLGBT読本 「ありのままの自分」で働ける環境を目指して』 柳沢 他 実務教育出版 二〇一五

『ポケット六法 平成二五年度版』 有斐閣 二〇二二

「LGBT 性的少数者問題に対する法的、社会的考察」 弁護士法人デイトライト法律事務所

[www.daylight-law.jp/1407/1407010/](http://www.daylight-law.jp/1407/1407010/)

「LGBTの働きやすい職場」 村木真紀 (二〇一六) HUFFPOST

[https://www.huffingtonpost.jp/maki-muraki/company-and-lgbt\\_b\\_8278132.html](https://www.huffingtonpost.jp/maki-muraki/company-and-lgbt_b_8278132.html)

「LGBTが職場で直面する10の困りごと 後編」 ichoose LGBT求人サイト

<https://ichoose.jp/blog/detail/13>